

(最終) 契約変更の内容

| | |
|----------|---|
| 変更契約年月日 | 令和8年2月18日 |
| 契約業者 | 株式会社 東京建設コンサルタント 東京本社 |
| 契約業者の住所 | 東京都豊島区北大塚1丁目15番6号 |
| 業務の名称 | R7江戸川管内機械設備改良検討業務 |
| 業務場所 | 江戸川河川事務所管内 |
| 業務区分 | 土木関係建設コンサルタント業務 |
| 業務概要 | 本業務は、江戸川河川事務所管内の排水機場ポンプ設備、ゲート設備において、信頼性向上、維持管理性向上およびコスト縮減を目的に改良検討を行うものである。 |
| 履行期間(自) | 令和7年6月20日 |
| 履行期間(至) | 令和8年3月25日 |
| 変更前の契約金額 | 29,942,000 円(税込み) |
| 変更金額 | +12,122,000 円(税込み) |
| 変更後の契約金額 | 42,064,000 円(税込み) |
| 変更理由 | <p>本業務は、江戸川河川事務所管内の排水機場ポンプ設備、ゲート設備について、信頼性向上、維持管理性向上およびコスト縮減を目的に改良検討を行うものとして、根本排水機場更新設計、行徳可動堰修繕設計及び庄和排水機場主原動機更新検討を鋭意履行していた。</p> <p>一方、八潮排水機場の4号ポンプ増設及び八潮水門開閉装置更新に関する工事発注にあたり、既存検討資料における修正箇所が存在することが判明した。通常であれば別途業務にて対応するところであるが、中川緊急プロジェクトを計画工程通りに進めるには至急修正設計を行う必要があり、既契約業務である本業務にて追加検討することが合理的であったことから、本業務に追加変更するものである。かつ、新大場川水門の自家発電設備が故障し更新する必要性が急遽生じたが、更新に伴い発電容量を再計算する必要が生じた。本来であれば別途業務を発注するところではあるが、故障対応としての自家発電設備の迅速な更新を行うためには本業務にて追加変更することが合理的であるため、本業務にて検討を行うものとする。</p> |